

者が長蛇の列を成し重大なる社會問題化せんとするに至つたのである。加ふるに現下我國の米穀政策は日滿支食糧自給策の重要な一環として新たに見直さるるやうになつたので政府では茲に「米穀の生産を確保し其需給を調節し價格を適正ならしむる」目的を以て康徳五年十一月七日勅令第二五三號による米穀管理法、同六年五月二十七日附產業部令第一七號による同施行規則並に同五年十一月二日附勅令第二五四號による滿洲糧穀株式會社法を公布、米穀管理統制に乗出すこととなつたのである。

(口) 統制の現状

上述の如く米穀管理法は康徳五年十一月に公布されたが其急速な實施は關係方面に多大の影響を與へることを虞れ康徳五年産米の出廻りも一巡し且播種期も半ば過ぎ、生産者、配給業者、消費者に對する影響の比較的少ない康徳六年六月一日から施行せらるることとなつた、尤も糧穀株式會社法は公布と同時に施行され康徳五年十二月二十一日會社の設立を見たのである。

本管理制度の目的とする所は米穀に關し國內自給自足を目標として生産の統制的確保を期し其需要の調節、適正なる價格の安定維持を圖るにあり。之が爲め滿洲糧穀會社を設立して軍需に備ふると共に對日輸出を規制して日滿延いては東亞米穀政策の調整を圖り且合理的配給機構により中間經費を節減して米穀の生産者、消費者及配給業者の利益の調和に萬全を期せんとするものである。

かかる目的を達する爲に米穀の生産から配給消費に至るまで一貫的な指導統制を行ふのであつて、生産に付ては近時水田經營に關し農民間に種々問題を派生せしむるに鑑みて一定地域以上の水田の造成の場合及既成水田に付產業部大臣又は市縣旗長に對し届出義務を負はし米作經營の安定に基く生産の確保、供給量の確定を期するものである。尤も陸稻は水稻の如く生産上困難が認められないが之が收買配給に付ては水稻同様本制度により統制することは過般の協和會全聯に於て

説明された通りである。

次に米穀の收買配給に付ては凡て糧穀會社に依て一元的に統制管理せられ、其目的は米穀配給の合理化及米穀價格の適正を圖らんとするにある。以下統制の内容を説明すれば次の通りである。

(1) 滿洲糧穀株式會社

同社は康徳五年十二月設立された特殊會社で其事業は専ら米穀の買入、精白及賣却をなし尙苞米、高粱等の飼料原料に付ても對日輸出關係に於て一手に取扱ふこととなつてゐる、米穀管理法に依て米穀のみに付ては生産者よりの獨占的な買入と米穀販賣業者に對する賣却とをなすことになつてゐるのである、新京に本社を置き必要に應じて全滿各所に支店、出張所を置くことになつてゐる。資本金は一千萬圓で政府、滿拓、及鮮拓が出資しており、全滿に亘る集荷網と米穀販賣業者を單位とする配給網の確立によつて米穀の全滿的な需給調節をなすのである、會社は其整備した配給機構に依て生産者に對する買入價格及米穀販賣業者に對する賣却價格を定め毎年十月迄に政府に認可を申請し政府は此認可に依て米穀政策を行ふのである。米穀の輸出入は會社が其獨占權を持つており年の豐凶等に應じ全滿的に米が不足した場合は外國から輸入し過剰の場合は輸出する、此場合に米價の維持を易からしむるために平素から賣上金額中より一定の平衡資金を積立てて置いて之が活用により妥當なる米價の維持を實現せんとするのである。尙同社は有事の際軍需米に付て保有の義務を有してゐる。

(2) 米穀管區

米穀管區は米穀生産の統制的確保を容易ならしむると共に配給の合理的圓滑を圖るために從來の配給團に即應し米穀事情の比較的類似した地域を以て設けられたブロックを謂ふのであつて糧穀會社も成るべく管區毎に支店を設け價格の設定

格付規格等も總てブロックに即するやう定めることとなつてゐる。全滿に於ける米穀管區は次の九地域である。

管區名	區域
新 京 管 區	吉林省
奉 天 管 區	奉天、安東、通化、錦州、興安南（東科中旗、東科後旗、東科前旗、庫偏旗、通遼縣）
哈 爾 濱 管 區	興安西（札魯特、左翼旗、阿魯科、爾沁旗、奈曼旗、開魯縣）の各省 濱江省、興安省
齊 々 哈 爾 管 區	龍江省、興安東省（喜札嘎爾旗）興安西省（札賚特旗、西科後旗、西科前旗）
牡 丹 江 管 區	牡丹江省、東安省、三江省
延 吉 管 區	間島省
黑 河 特 別 管 區	黑河省
海 拉 爾 管 區	興安北省、興安東省（喜札嘎爾旗を除く）
熱 河 管 區	熱河省、興安西省（札魯特、左翼旗、阿魯科、爾沁旗、奈曼旗、開魯縣を除く）

米穀管區の設置は我國重要商品統制中でも始めての試みであらう。物資の配給、生産圖は現在の行政區劃とは必ずしも一致せず寧ろ之とは隔離した各商品独自のルートなりブロックを有するを普通とするのである。従て單なる行政區劃に拘泥しないで米穀の特殊事情に適應した管區を設けたことは確に賢明の策であるが、只管區を設けるだけでは物資の自然的流れを如何ともすることが出来ないが原則として各管區内は米穀の自給自足を建前とし過不足あるときは糧穀會社に於て全滿の綜合的事情を勘考して調整することとなつてゐるのである。

(3) 粳の精米

精米業者は米穀配給組合を通じて精米希望數量を糧穀會社に申出でると會社は精米業者の過去三ヶ年間の実績を參照して割當量を決定し組合を通じて配給せしめる、會社は定期に精米量の報告を受け引取のときは會社で決めた格付に依て之を行ふ、精米業者が代理店或は小賣業を兼業するときは會社又は組合より割當通知を受けた配給數量を差引いて會社に精米の受渡をすればよいこととなつてゐる。

(4) 米穀配給組合

従來米の小賣を營んでゐたものは販賣業者として市縣旗長の許可を受け米穀配給組合を設立しなければならない、若し設立しなければ市縣旗長に於て直接定款を作り強制的に設立せしめることとなる、組合は組合員に對する粳、精米の配給數量の申請受付、割當、精米小賣價格決定等を行ふのである、組合の監督は特別の場合例へば二縣以上の區域に跨つて設立される場合等を除き専ら市、縣、旗長の監督に屬してゐる、従つて組合が小賣價格の認定等をなさない場合は市、縣、旗長が代つて決定してそれを組合員に遵守せしむることも出来る、組合の構成分子たる組合員は前述の如く米穀小賣業者の外に精米業者を含むのであるが卸賣業者も當然加入を認められる、而して許可を與へられる基準は大體原則として一ヶ年以上米穀の小賣營業をなし又は精米事業を經營し現在その營業を繼續中のものはこれを認め、なるべく従來の取引機構を尊重することとしたのであるが雜貨商を兼業し極く僅かな取扱量しか持たないものは特に許可を要しないこととしそれ等は許可を受けた販賣業者から購入せしめる、従つて販賣業者としての資格も原則として一ヶ年の取扱高二萬五千疋（四三疋入約五八〇呎）以上の販賣実績を有すること又精米業者の場合は管理法施行日即ち康德六年六月一日以前より現在に至るまで引續き營業繼續中のもので精米設備能力五馬力以上のものを條件としてゐる、尤も二萬五千疋以下の所謂雜貨兼

業者を全然組合員に入れないことも實際の配給上種々不便を伴ふのでかかる業者が二軒以上相集つて實績に達すれば之等を一個の販賣業者と認め組合より直接配給すると云ふ便法を採つてゐるが實際上販賣區域を異にした雜貨業者が共同して配給認可を受けることは困難なる模様であつて其の効果も殆んど期待出来ない、最近都市居住者の間に白米飢饉を起してゐるのも米の絶對的不足もさることながら、かかる最末端の配給不圓滑も見逃すことの出来ない原因であらう。

尙將來販賣業者たらんとするものに對しては次の許可方針がとられてゐる。

- (一) 從來の米穀販賣業者のみでは地區内の配給に支障を來し且新たに販賣業者を増加するも既存業者に影響なき場合に
限る
- (二) 糧穀會社の推薦による、尤も此の場合會社は豫め配給組合の意向を徵すること
- (三) 精米設備の新設は許可せず必要に應じて糧穀會社に於て設備する

(5) 代理店

米穀の卸賣業者及卸兼業者は左の條件を具ふる限りに於て糧穀會社の代理店として會社の委託を受け從來通り卸賣業務を営み得ることとした。

- (一) 原則として一ヶ年以上米穀の卸賣業務をなし現在その營業を繼續中なること
 - (二) 營業資本金五千圓以上にして一ヶ年取扱高二十五萬疋(四三疋入五八〇〇呎)以上の販賣實績を有すること
- 代理店の指定は糧穀會社、配給組合、消費者と云ふ米穀の一貫的統制方針に對する一種の例外とも見られるものであるから配給割當に當つての申請、通知、配給等は凡て配給組合を通じ行はるることとなつてゐる。尤も現在までは尙代理店の設置を見ず販賣業者として一括配給組合に包含せしめられてゐるのである。

(6) 米穀の輸出入

最後に米の輸入に付ては糧穀會社に於て毎米穀年度の當初當該年度の米穀需給推算を行ひ供給數量の不足せるときは輸入計畫を樹てて輸入するのであるが地理的關係から出来るだけ朝鮮米を以て之に充て尙不足のときは日本内地米、台灣米支那米、又はタイ米等の第三國米を輸入することとしてゐる、尤も朝鮮及内地米は會社自ら買付輸入をなすが、其の他は輸入商を指定、行はしめる、滿洲産米にして關東州に輸出するものは會社自ら關東州米穀配給實業組合に配給することとする、尙特殊需要米として酒米に付ては會社で直接輸入して酒造組合に配給するのである。

(7) 米穀配給委員會

最近全滿各地特に都市に於ける米穀の不足は甚しく日鮮人の主食物にして又滿人にとつても重要な食料たる關係上奉天市に於ては之が需給の調整並に價格の適正を期し併せて配給不圓滑の原因を究明せんとする目的の下に米穀配給委員會を組織してゐる。委員會は形式上奉天市長の諮問機關とし經濟統制關係の官公衛職員及糧穀會社職員を以て組織するが前記の配給不圓滑が是正され配給が軌道に乗つたと認められたときに解散する云はば臨時的應急機關である。次に以上の配給機構及系路を圖解して示せば左の通りである。

(8) 統制價格

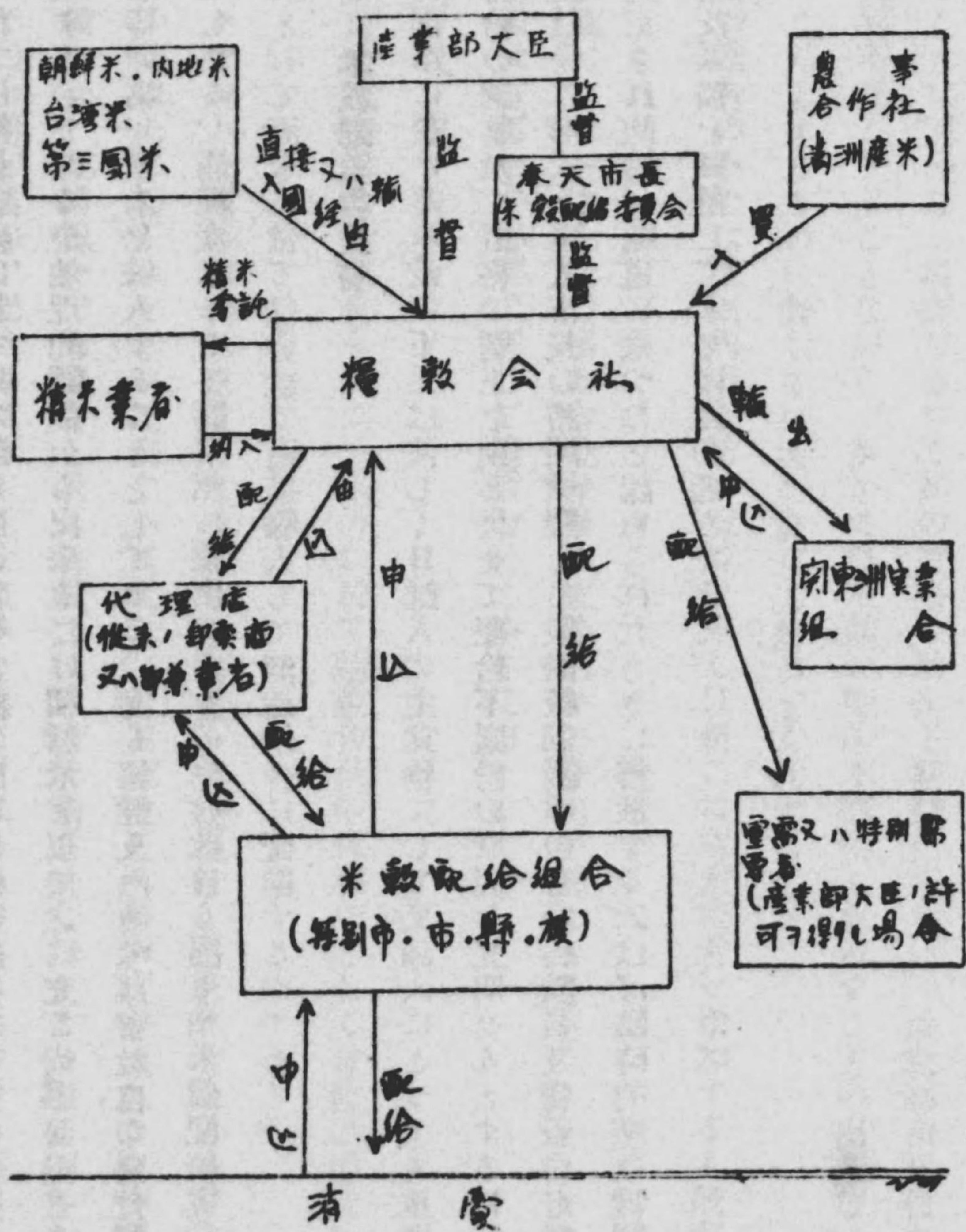
現在奉天に於て實施されてゐる販賣價格は一呎(四五五元)に付糧穀會社の卸賣價格、一三四六五錢、小賣業者の小賣價格一四四一五錢、一疋賣三十二錢、と定められてゐる。

(九) 小麥粉

(イ) 小麥粉の需給及統制の沿革

滿洲に於ける小麥の生産は康徳二年及康徳四年には百萬廬を超えたが近年平均年産は八十萬廬乃至百萬廬で康徳六年の收穫高は約九十萬廬である、この中種子用小麥を除き残りを製粉すれば機械製粉及磨坊製粉を合して約二千五六百萬袋の小麥粉が生産されるのである、此の小麥粉生産量に對し、國內消費量は年々多少の増減があるから大體三千萬乃至三千五百萬袋程度と見積られる、従つて年々五百萬乃至一千萬袋の不足を來すこととなり其中過半は日本内地よりその他濠洲等より輸入されてゐたのであり今後も國內原料小麥の増産により自給し得るまでは他から之を仰がねばならない状態である今滿洲への小麥粉供給者たる日本内地の小麥粉の需給状態を見るに原料小麥の生産は増産計畫の遂行により昭和十二年(康徳四年)には約一千萬石昭和十四年の如きは一千二百萬石と云ふ未曾有の豐作でそれに、輸出向製粉原料としての外麥等もあり、約四千二百萬袋の小麥粉が生産せられると見られて居る、此の中國内消費三千萬袋、臺灣への移出約百二十萬袋とすれば一千百萬袋の輸出餘力がある譯である。

これだけの麥粉が全部滿洲へ輸入されるれば滿洲國の需要を充分満すことが出来るのであるが、小麥粉の不足は滿洲國ばかりではない、即ち關東州は小麥の生産地でないからその需要約三百萬廬は全部輸入に俟たねばならず、北支に於ては法幣の崩落により上海粉は期待出來ず、北支自體も聯銀券の低落により第三國よりの輸入は困難となり結局從來外國より輸



入してゐた千二百萬袋の小麥粉は日本内地に仰ぐより外ない状態である、滿洲の七百萬袋、北支の千二百萬袋、關東州の三百萬袋計二千二百萬袋の小麥粉の不足はたとへ日本の輸出餘力一千百萬袋が全部これらに充てられるとしてもその半を滿されるに過ぎないのである。

日滿支に於ける小麥粉の需給状態が如斯くである以上滿洲國としては自國の不足小麥を日本一國にのみ期待することは出来ないであつて、原料小麥の増産計畫は着々實行しつゝあるが短期間には小麥の自給は望まれず従つて當然その不足分は第三國よりの輸入に俟たねばならない。

而るに我國では支那事變の勃發と共に外貨獲得の必要上爲替管理の強化により第三國粉の輸入は全く杜絶し、これが爲國內小麥粉は直ちに不足を來し、その結果種々の社會問題を惹起するに至つたのでこれが配給の圓滑、價格の適正を計る可く小麥粉統制が施行されたのである、即ち康徳四年八月貿易統制法の施行により濠洲粉の輸入が事實上禁止せられその上北支方面への輸出等により國內小麥粉は著しく不足を來し、康徳元年國內小麥増産獎勵の爲生産者の保護を目的とせる日本内地粉輸入に對する高率關稅の障礙も手傳つて内地粉及原料小麥は法外なる昂騰を續け事態の混亂を惹起するに至つたので、政府は内地粉輸入稅の免除、その他種々の對策を講じたがなほ供給不足を緩和し得ず終に六月一日暴利取締令第三條の規定による小麥及小麥粉小賣價格に就き最高公定價格を決定したのである、然し乍ら之も都市のみに先に制定された爲在貨の減少を來し而も入貨の見込も立たず所謂買溜、賣惜み、間相場が必然的に發生し又農村に於ても未曾有の麥粉飢饉を呈する等の現象を惹起するに至り、こゝに於て政府は單なる價格統制では小麥粉不足對策の根本を衝き得ないものとし、生産より消費迄の縱斷的配給統制機構を確立する統制方策を樹立した、即ち

(1) 全國の製粉業者をして製造數量の割當、原料買付の統制、麵袋共同輸入、販賣價格の統制等を内容とする生産及配

給に關する統制組合を至急組織せしむ

- (2) 小麥粉配給協議會を設け全国各地に亘る小麥配給計畫案を樹立せしむ
- (3) 小麥粉代用品の使用を懲懲する
- (4) 小麥粉賣買價格を公定する
- (5) 各主要市場毎に小麥粉卸賣業組合を結成せしめ配給の圓滑を圖る

この意圖の下に康徳五年九月二十七日滿洲に於いて機械製粉業を營む者及其配給業者を以て社團法人滿洲製粉聯合會が設立されるに至つたのである。

同聯合會の企圖する所は原料小麥及麥粉の生産配給の一貫的統制を圖るにあり

- (1) 小麥の買付
- (2) 小麥の輸出及輸入
- (3) 小麥粉の生産割當
- (4) 製粉歩止竝に小麥粉規格に關する統制
- (5) 會員の生産したる小麥粉の買上げ及びその販賣
- (6) 小麥粉の輸出及輸入
- (7) 麵袋購入、配給

等の諸事業を營み此の統制機關の中核たる製粉聯合會と續いて各地に結成を見た小麥粉配給組合、小麥粉販賣小賣商組合等が各地方監督官廳或は商工公會の監督指導の下に緊密なる連絡を保ち需給の偏在を阻止し漸く公平且圓滑なる配給を

なし得るに至つたのである。

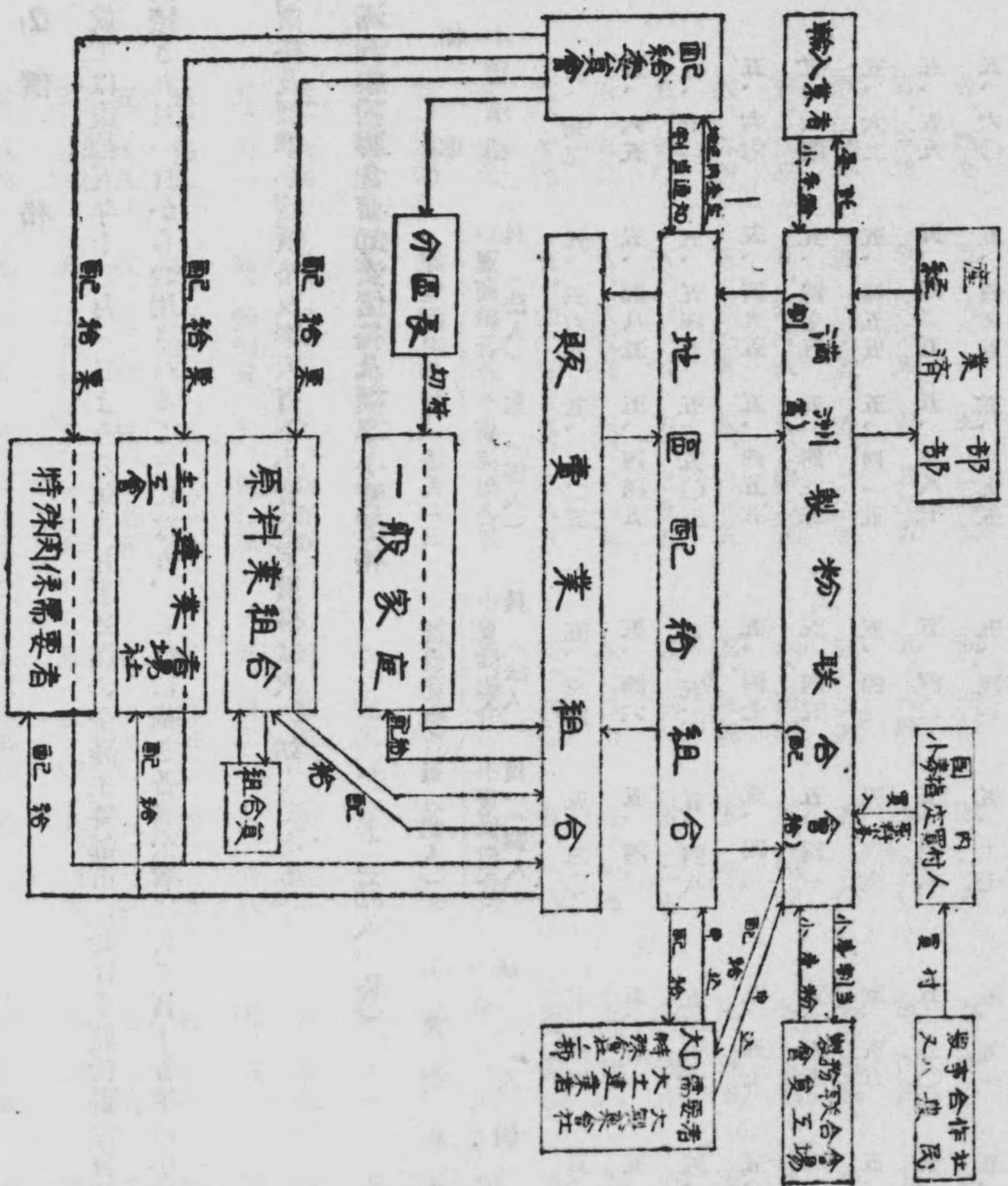
(口) 統制の現状

(1) 機構

滿洲製粉聯合會は指定收買人を通じて國內原料小麥を收買し之を會員工場へ割當てその生産せられたる小麥粉は全部聯合會が買上げ、又小麥粉の輸入に就ても製粉聯合會が輸入業者を通じて一元的に之を輸入し、此等の生産並に輸入粉を全滿十六ヶ所の配給ブロック別に夫々從來の卸賣業者により結成されたる各地區配給組合へその申込數量に對し割當配給をなし、配給組合はその地區内の市縣別に結成されたる從來の小賣業者よりなる販賣業組合へその必要數量の申込に對し割當配給しそれよりその組合員たる小賣業者を通じて一般消費者に配給されるのである、但し大口需要者即ち大製菓會社、大土建業者及特殊需要者に對しては製粉聯合會が直接配給をなしてゐる、小賣業者より一般民需への配給方法は各地その土地の事情により異つてゐるがこれが割當配給に關しては各地區配給委員會、行政官廳、警察或は商工會等の各機關を以て麥粉配給委員會を組織し割當、指導監督に當つてゐる、今奉天市に於ける配給方法を略述すれば、小麥粉を主要原料とする營業を営む業者即ち原料業者及小麥粉常食の使用人を多數有する會社、工場、土建業者への配給に付ては前者は業種別に結成される組合が一括し後者は各自、夫々地區配給組合へ必要數量の申込をなし、奉天地區配給委員會がその申込に對し割當數量を決定の上夫々配給票を申込者へ交附、此の配給票により指定の販賣業者より配給を受けることになるのである、一般家庭に對する配給は切符制を用ひて居り販賣業者は各分區長より交附したる切符に對してのみ配給することになつてゐる。

奉天市に於ける小麥粉配給機構圖を示せば次の如くである。

小麥粉配給割當系統圖



(2) 價 格

小麥粉の價格に就ては康徳五年十二月一日より六年八月末日迄の全滿主要都市に於ける製粉聯合會卸賣價格及標準小賣價格をそのまゝ引續き九月一日から適用されることになり、これに基き各省公署に於て省下各地の小賣公定價格を決定實施してゐる。

製粉聯合會卸賣價格及標準小賣價格及奉天省下小賣公定價格は次の如くである。

滿洲製粉聯合會卸賣價格及標準小賣價格

(二十二斤入一袋)

地名	標 準	卸賣商組合員 (法人)		卸賣商組合員 (個人)		小 賣 商 組 合 員	大 口 需 要 者
		小賣商組合員 (法人)	小賣商組合員 (個人)	小賣商組合員 (法人)	小賣商組合員 (個人)		
奉 天	五、五三	五、三六五	五、三二五	五、三四	五、三〇	五、四四	五、四〇
營 口	五、六五	五、四八五	五、四四五	五、四六	五、四二	五、五六	五、五二
瓦 房 店	五、七一	五、五四五	五、五〇五	五、五二	五、四八	五、六二	五、五八
藍 平	五、六六	五、四九五	五、四五五	五、四七	五、四三	五、五七	五、五三
大 石 橋	五、六四	五、四七五	五、四三五	五、四五	五、四一	五、五五	五、五一
海 城	五、六二	五、四五五	五、四一五	五、四三	五、三九	五、五三	五、四九
遼 陽	五、五九	五、四二五	五、三八五	五、四〇	五、三六	五、五〇	五、四六
鐵 嶺	五、六〇	五、四三五	五、三九五	五、四一	五、三七	五、五一	五、四七
鐵 嶺	五、五三	五、三六五	五、三二五	五、三四	五、三〇	五、四四	五、四〇

新 民	五、五八	五、四一五	五、三七五	五、三九	五、三五	五、四九	五、四五
開 原	五、四九	五、三二五	五、二八五	五、三〇	五、二六	五、四〇	五、三六
昌 圖	五、五三	五、三六五	五、三二五	五、三四	五、三〇	五、四四	五、四〇
四 平 街	五、四三	五、二六五	五、二二五	五、二四	五、二〇	五、三四	五、三〇
濟 原	五、六三	五、四六五	五、四二五	五、四四	五、四〇	五、五四	五、五〇
海 龍	五、五四	五、三七五	五、三三五	五、三五	五、三一	五、四五	五、四一
西 安	五、五〇	五、三三五	五、二九五	五、三一	五、二七	五、四一	五、三七
東 豐	五、五二	五、三五五	五、三一五	五、三三	五、二九	五、四三	五、三九
本 溪 湖	五、五九	五、四二五	五、三八五	五、四〇	五、三六	五、五〇	五、四六
撫 順	五、五九	五、四二五	五、三八五	五、四〇	五、三六	五、五〇	五、四六
鄭 家 屯	五、五〇	五、三三五	五、二九五	五、三一	五、二七	五、四一	五、三七
安 東	五、七四	五、五七五	五、五三五	五、五五〇	五、五一	五、六一	五、六一
錦 州	五、六四	五、四七五	五、四三五	五、四五〇	五、四一	五、五五	五、五一
溝 帮 子	五、六一	五、四四五	五、四〇五	五、四二〇	五、三八	五、五二	五、四八
新 京	五、四二	五、二五五	五、二一五	五、二三〇	五、一九	五、三三	五、二九
吉 林	五、四八	五、三一五	五、二七五	五、二九〇	五、二五	五、三九	五、三五
哈 爾 濱	五、三二	五、一五五	五、一一五	五、一三〇	五、〇九	五、二三	五、一九
雙 城	五、三四	五、一七五	五、一三五	五、一五〇	五、一一	五、二五	五、二二

阿城	五、三一	五、一四五	五、一〇五	五、一二〇	五、〇八	五、二二	五、一八	五、二二
一面波	五、二七	五、一〇五	五、〇六五	五、〇八〇	五、〇四	五、一八	五、一四	五、一八
安達	五、二五	五、〇八五	五、〇四五	五、〇六	五、〇二	五、一六	五、一二	五、一六
綏化	五、二八	五、一一五	五、〇七五	五、〇九	五、〇五	五、一九	五、一五	五、一九
雙城	五、二六	五、〇九五	五、〇五五	五、〇七	五、〇三	五、一七	五、一三	五、一七
海倫	五、二四	五、〇七五	五、〇三五	五、〇五	五、〇一	五、一五	五、一一	五、一五
昂々溪	五、三〇	五、一三五	五、〇九五	五、一一	五、〇七	五、二一	五、一七	五、二一
齊々哈爾	五、二九	五、一二五	五、〇八五	五、一〇	五、〇六	五、二〇	五、一六	五、二〇
克山	五、二〇	五、〇三五	四、九九五	五、〇一	四、九七	五、一一	五、〇七	五、一一
海拉爾	五、五五	五、三八五	五、三四五	五、三六	五、三二	五、四六	五、四二	五、四六
牡丹江	五、五一	五、三四五	五、三〇五	五、三二	五、二八	五、四二	五、三八	五、四二
圖們	五、六三	五、四六五	五、四二五	五、四四	五、四〇	五、五四	五、五〇	五、五四
寧安	五、五一	五、三四五	五、三〇五	五、三二	五、二八	五、四二	五、三八	五、四二
勃利	五、四六	五、二九五	五、二五五	五、二七	五、二三	五、三七	五、三三	五、三七
佳木斯	五、三四	五、一七五	五、一三五	五、一五	五、一一	五、二五	五、二一	五、二五
密山	五、三六	五、三九五	五、三五五	五、三七	五、三三	五、四七	五、四三	五、四七
富錦	五、二六	五、〇九五	五、〇五五	五、〇七	五、〇三	五、一七	五、一三	五、一七
黑河	五、五五	五、三八五	五、三四五	五、三六	五、三二	五、四六	五、四二	五、四六

訥河	五、二一	五、〇四五	五、〇〇五	五、〇二	四、九八	五、一二	五、〇八	五、一二
拉哈	五、二二	五、〇五五	五、〇一五	五、〇三	四、九九	五、一三	五、〇九	五、一三
泰安	五、二二	五、〇五五	五、〇一五	五、〇三	四、九九	五、一三	五、〇九	五、一三
嫩江	五、一三	五、〇一五	四、九七五	四、九九	四、九五	五、〇九	五、〇五	五、〇九
克東冬	五、一三	五、〇一五	四、九七五	四、九九	四、九五	五、〇九	五、〇五	五、〇九
克東夏	五、一四	四、九七五	四、九三五	四、九五	四、九一	五、〇五	五、〇一	五、〇五
拜泉冬	五、〇二	四、八五五	四、八一五	四、八三	四、七九	四、九三	四、八九	四、九三
拜泉夏	四、八五	四、〇八五	四、六四五	四、六六	四、六二	四、七六	四、七二	四、七〇

註(1) 個人組合員の卸賣價格が法人に比し安價なるは個人及法人の營業稅負擔率を考慮し小麥粉販賣業者の小麥粉に關する收益を同率ならしむる爲決定されたものである

(2) 都市により價格の相違あるは生産地よりの鐵道運賃の相違による

奉天省下各地小麥粉小賣販賣公定價格 (單位二十二斤入一袋)

都市名	一等品	二等品	三等品	特殊品	一般品
奉天	六、四八	五、八八	五、五三	七、〇三	五、五三
蘇家屯	六、四七	五、八七	五、五二	—	—
營口	六、四五	五、八五	五、五〇	七、一五	五、六五
瓦房店	六、三九	五、七九	五、四四	七、二一	五、七一

蓋平	六、四五	五、八五	五、五〇	七、一六	五、六六
大石橋	六、四七	五、八七	五、五二	七、一四	五、六四
海城	六、四八	五、八八	五、五三	七、一二	五、六二
遼陽	六、四五	五、八五	五、五〇	七、〇九	五、五九
鞍山	六、五〇	五、九〇	五、五五	七、一〇	五、六〇
鐵嶺	六、五二	五、九二	五、五七	七、〇三	五、五三
開原	六、五三	五、九三	五、五八	六、九九	五、四九
四平街	六、五七	五、九七	五、六二	六、九三	五、四三
清源	六、五五	五、九五	五、六〇	七、一三	五、六三
海龍	六、六〇	六、〇〇	五、六五	七、〇四	五、五四
西安	六、六一	六、〇一	五、六六	七、〇〇	五、五〇
東豐	六、六〇	六、〇〇	五、六五	七、〇二	五、五二
本溪湖	六、四三	五、八三	五、四八	七、〇九	五、五九
撫順	六、五〇	五、九〇	五、五五	七、〇九	五、五九
新民	六、四四	五、八四	五、四九	七、〇八	五、五八
鄭家屯	六、五九	五、九九	五、六四	七、〇〇	五、五〇
梅河口	六、五九	五、九九	五、六四	七、〇〇	五、五〇
昌圖	—	—	—	七、〇三	五、五三

右以外の省下各地に於ける價格は市縣旗公署等に於てその土地の運送事情を考慮の上決定し省公署へ報告せるものを公定價格と見做してゐる。

(ハ) 政府の麥粉對策

政府は小麥粉の民食上における重要性に鑑み以上の如き統制を以て未だ全しとせず、小麥粉の生産から販賣に至る迄の一元統制を強化し代用粉の獎勵、需給の調整、價格の安定を圖るべく、康徳六年十二月七日小麥粉專賣法を制定し、十月十日より實施されることになつた。

此の專賣制の實施により今後國內各工場の製造小麥粉及日本より供給を受ける小麥粉その他輸入小麥粉はすべて專賣官署に於て收納しこれ等の小麥粉は全國各地に配置されたる專賣官署より管内の販賣人に賣下げをなし、販賣人をして消費者一般に販賣せしめるのである、販賣價格については全國均一制とし従前の國內粉、輸入粉別及び各地別の價格を廢止する、即ち品質に應じ特殊粉、普通粉一等及二等並に代用粉に分ち夫々專賣官署賣下價格及販賣人販賣價格を定めこれ等の價格は全國各市街地相互間に於ては原則としてこれを均一とし、同一地區内に於ては常に均一ならしめるものである。

小麥粉專賣制度實施に當り政府の特に必要と認むる事項は

- (1) 磨房については地方の實情を考慮し小麥生産地においては小麥粉の製造を認めることとしたが、販賣又は製粉請負を目的として製造するものは政府の許可を受けしめ、その製品は從來通り直接地場賣を認め、又單に自家消費を目的として製造するものは屈出をなさしむるに止める、尙之は磨坊の小麥粉製造については本專賣は惡影響を及ぼさざるやう行政上適當なる處置を講ずる

- (2) 小麥粉は政府の指定する小麥粉販賣人をして販賣せしめるがこれが小麥粉販賣人については小麥粉配給の圓滑と販

實業務の改善發達を圖るため地方別に販賣人組合を結成せしめる

(3) 工場、鑛山、土木若しくは建築工場または小麥を多量に使用する工場等にして大口需要人と指定されたものに対しては政府より直接賣下げをなし、その一部については販賣人組合をしてその事務を代行せしめる

(4) 地方の實情に即應し需給の調整及び配給の適正を期するため小麥粉配給の諮問機關とし中央及び各省(特別)縣、旗、市毎に小麥粉配給委員會を設置し當該地域に於ける小麥粉の需給策を定め、配給方法及び取締その他小麥粉配給上必要な事項を協議せしめる

(5) 小麥粉の適正價格を保持するため政府は小麥粉販賣人の販賣につき嚴重なる監督取締りを行ふと共に、闇取引、買溜め等の行爲は嚴禁しこれに違反するものに對しては嚴罰をもつて臨む

(6) 小麥粉に混入または添加して配給するため政府は特に小麥粉製造人に命じて製造せしめる包米粉また高粱粉は小麥粉同様これを政府の專賣とする

等である、而して從來製粉聯合會の行つてゐた小麥粉の生産、輸入、配給に關する統制は專賣官署が之を行ふことになり又中間配給機關たりし各地區配給組合は當然排除されることになつた、尙近く現在の製粉聯合會を特殊會社に改組擴充し原料小麥及製粉統制の主要事務を行はしむることになつてゐる。

如斯く政府は益々統制の強化をなし、配給の圓滑、價格の安定を圖ると共に小麥粉不足應急策として代用粉即ち包米粉及高粱粉の使用混入をなさしめ、又出來得る限り内地粉の輸入を計り不足を補はんとしてゐる。元來小麥は自然的條件に左右される危險作物であるから毎年豫定通りの收穫を望み得ず、又歐洲戰亂の擴大により外麥の輸入も益々困難となると共に、東亞食糧の補給に滿洲のみ日本に依據することが困難であるとすれば當然國內増産に最後の目標を置かねばなるま

い。一方國內小麥粉生産能力は近年日本製粉界の滿洲進出により著しく増大し原料小麥約二百萬噸の消化能力を有してゐるのであるから増産計畫と共に代用粉の奨励、消費節約が徹底普及すれば所謂麥粉饑饉も決して打開不可能とは思はれないのである。

(十) 毛皮、皮革類

(1) 統制の必要

戦時體制下に於ける物資として恐らく皮革重要なるものはあるまい、毛皮とは牛、馬、豚、山羊、綿羊などを屠殺し其皮を剥ぎ取つたまゝのもので之から毛を取つた原皮のまゝのもの若くは鹽をふり鹽干皮としたまゝのものを單に皮と云ひ之に對して革とは此皮にタンニン等の藥品を使用して糝し精製したものを云ふのである、従て原皮等は我々との關係は薄く革になつて始めて靴になり、鞆となつて一般にお目見えするので恐らく一般人は革の方に親しみ深い譯である、又毛皮は其まゝでは使用出來ないが之を精製して市場に出され零下二十度とか三十度の滿洲では贅澤品を超えて日用品の域に至つてゐる程始終我々の目に觸れるのである。

原皮の需給状態を見ると日本では昭和八年(大同二年)九四四千枚十一年(康德三年)には一七六〇千枚に増加し(以上中外商業「商品統制の知識」による)又朝鮮では

昭和十二年(康德四年)

牛皮

四、五一四、〇六三匹

昭和十三年(康德五年)

三、七三七、一四三匹

馬皮

一五、九一〇枚

一五、六八〇枚

綿羊毛皮

四、四二四

五、一三三

一九九

山羊毛皮	九二二	一、〇〇七
犬皮	二二二、三七九	三四〇、一九七
兔	三三、六九五	三三、一七五

二〇〇

の如く豊富なる原皮毛皮を産出してゐる。

滿洲國の原皮生産量は統計の徴するものがないが工業編皮革の項に述べた如く全滿到る處に牛、馬、騾、驢等の豊富な飼育が行はれてゐる爲原皮の生産も相當數に達するものと想像される、試みに奉天省下の康徳六年の屠場收買原皮を見ると次の如く合計一八、八九六枚に達してゐる(康徳六年十一月十四日現在奉天省公署調)が所謂密屠殺を包含すれば此數字は更に増加するであらう。

牛皮	八、三二二
馬皮	二七六
驢皮	二四一
山羊毛皮	四、七九七
山羊毛皮	一四
羊板子	五、二五六
計	一八、八九六

併し乍ら我國産の原皮は從來品質に於て兎角の批評があると共に今日戰時體制下の旺盛なる需要に直面しては到底國內産のみを以て賄ふことは困難となり主として朝鮮及北支産皮の輸入を仰いで來たのであるが重要な國防資源である關係上朝鮮、北支那に於ては夫々嚴重なる輸出統制を行ひ我國でも康徳四年十二月貿易統制法を公布して生皮、熟皮の輸出

をなさんとするときは經濟部大臣の許可を要することとして事實上輸出を禁止し以て資源の確保を計つたのである。殊に次表の如く相當の輸出餘裕を有する北支産皮の輸出制限は勢我國内在庫の過少を來し買占、賣惜、價格暴騰と云ふ一聯の資本主義的取引現象を生じた結果戰時國策の遂行にも支障を來すことが心配されるに至つたので政府では急遽康徳五年十二月二十六日勅令三三九號を以て毛皮、皮革類統制法を公布、次いで康徳六年一月二十八日毛皮、皮革類配給統制規則を制定二月一日より實施するに至つたのである。

天津港主要原皮輸出量 (天津日本商工會議所天津貿易年報による)

	昭和十一年(康徳三年)	昭和十二年(康徳四年)
水牛皮	三、三〇〇疋	一、四〇〇疋
牛皮	九二、九〇〇疋	一六一、八〇〇疋
狗皮	一五七、四七六枚	九七、七〇三枚
狐皮	四七、二三〇	四二、一一五
山羊皮	二、四二八、三四六	三、〇九〇、五二二
兔皮	六一二、三五〇	五〇八、七九二
仔山羊皮	九八五、八一八	五八二、四九六
羔皮	九七四、八一五	八五九、二八六
綿羊皮	一五七、九八六	一六五、七六九

(口) 統制の現状

(1) 配給

統制法の目的は毛皮、皮及革類の資源を確保し其需給を調整するにあるのであつて之に包含される品目は毛皮にあつては

犬、緬羊又は山羊の毛皮、皮にあつて牛、馬、騾、綿羊、山羊又は豚の皮、革にあつては牛、馬、騾、綿羊、山羊又は豚の皮を鞣製したるもの並にタンニンを指し之を輸入税率表と照合して示せば次の通りである。

統制品目

關稅法別表輸入税率中該當品目(康德六、五、九、産令、二二、經令一九)

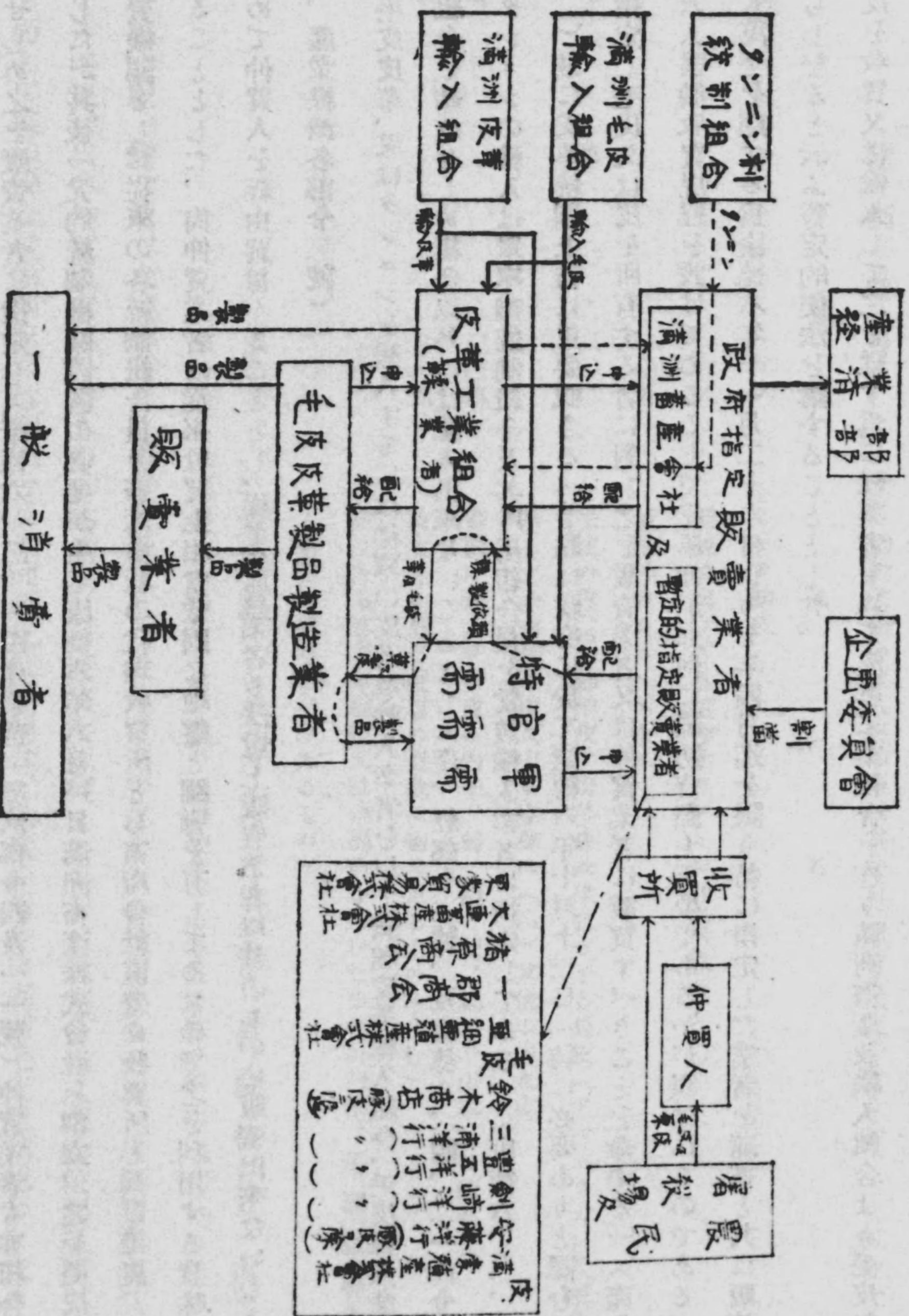
品名	番號
タンニン	二六
ミモサ樹皮	二八
別號に掲げざる植物性タンニン材料(粗のもの)	一〇九
植物性タンニンエキス	三〇二
毛皮の内(甲)綿羊皮、山羊皮及染色せざる兔皮(アストラカン及模造アストラカンを除く)の内綿羊皮及山羊皮並に(乙)其他の内犬皮	三〇四
別號に掲げざる皮の内牛、馬、騾、綿羊、山羊又は豚の皮	三〇五
靴底革(單に靴用の形狀に切りたるものを含む)	三〇七
塗りたる革及金屬箔又は金屬粉を用ひたる革の内牛、馬、騾、綿羊、山羊又は豚の革	三〇八
人造革(層革を用ひたるもの)	三〇九
別號に掲げざる革の内(丙)其他の内牛、馬、騾、綿羊、山羊、又は豚の革	三一
層革の内牛、馬、騾、綿羊、山羊又は豚の革	三一

所で牛、馬、騾、豚、犬、綿羊又は山羊を屠殺したものは主管部大臣の指定する毛皮、皮販賣業者及地方行政官署の指定する毛皮、皮革仲買業者以外のものに其毛皮又は原皮を販賣することが出来ない(配給統制規則二條)ことになつてゐる、而して皮の場合は滿洲原皮統制組合及滿洲豚皮統制組合、毛皮の場合は滿洲毛皮統制組合を夫々從來の業者をし

て結成せしめ之を販賣業者に指定し(康德六、二、一四産業部、經濟部令四及一一號)仲買業者も亦組合を結成せしむることとしたが其後一元的統制機關設置の必要が生じ康德六年六月一日滿洲畜産株式會社を創立、之を毛皮、原皮の一元的收買販賣機關とし、從來の各統制組合員を畜産會社の代理收買所とし畜産會社直營の收買所と共に毛皮、原皮の收買に當らしめることとした、尙仲買業者は從來收買上相當鞏固な地盤と關聯を有してゐたので之を利用する意味に於て前記收買所は努めて仲買人を經由買付くこととし、從て仲買業者も法規上販賣業者以外のものに販賣出来ないこととされてゐる。(前掲、産業經濟各部令三號)

次に毛皮皮革、又はタンニンを輸入するには從來の皮及革輸入業者を以て滿洲皮革輸入組合、毛皮輸入業者を以て滿洲毛皮輸入組合を結成せしめ組合以外には輸入出来ないこととし(産、經部令三號、及康德六、四、二一産令一九、經令、一八)又タンニンの輸入は單寧劑統制組合及其所屬組合員を當該輸入業者に指定してゐる、(康德六、二、一四、産令五、經令一二)茲に皮革統制上特に重要視さるべき點は政府に於て康德六年十月十三日「特に必要ありと認むるときは價格及期限を指定し毛皮又は皮を所有する者に對し之を販賣業者又は仲買業者に販賣すべきことを命ずる」(産令三四、經令五二)と云ふ強制收買規程を設けてゐることで皮革類が如何に國防資源上重要であるかが窺はれるのである、從て其集貨の圓滑にも萬全を期する爲康德六年十一月二十六日より七年四月迄を限り特に指定した業者を滿畜と共に販賣業者として收買に當らしむると云ふ暫定的便法を講ずることとした。

尙原皮を收買又は輸入して之を鞣す爲に鞣業者を以て皮革工業組合を作り滿洲畜産及輸入組合より毛皮又は原皮を買受け鞣製することとし更に之を靴、鞆等の皮革製品製造業者の組合を通じて最終需要者に配給されることとなつてゐる。以上の配給機構を圖示すれば次の如くである。



(2) 價格

政府では康徳六年十一月二十六日配給統制規則第二條の規定に基き毛皮、皮革販賣業者の收買價格を次の通り定めた。

(數量單位、斤)

牛種	牛類	規格	等級	一級地	二級地	三級地	四級地
牛	生皮	大 牛 皮	一	三〇、二錢	二九、九錢	二九、二錢	二八、六錢
		五 五 斤 以 上	二	二七、七	二七、四	二六、八	二六、三
		中 牛 皮	一	二七、七	二七、四	二六、八	二六、三
		二 七、五 斤 以 上	二	二四、七	二四、四	二三、九	二三、四
		中 牛 皮	一	二二、八	二二、四	二一、九	二一、四
		二 七、五 斤 以 上	二	二一、八	二一、四	二一、一	二〇、九
		小 牛 皮	一	二二、六	二二、四	二一、九	二一、四
		二 七、五 斤 未 滿	二	一九、八	一九、六	一九、二	一八、七
		大 牛 皮	一	一七、三	一七、〇	一六、八	一六、四
		二 二 斤 以 上	二	八一、七	八〇、八	七九、一	七七、一
		中 牛 皮	一	七七、九	七七、一	七五、四	七三、八
		一 一 斤 以 上	二	七〇、三	六九、五	六八、一	六六、六
		一 二 斤 未 滿	三	六三、二	六二、五	六一、二	五九、八

牛 乾 皮

小 牛 皮
一一斤未滿

一
七〇、三

二
六三、二

三
五七、〇

四
六八、一

大 牛 皮
二七、五斤以上

一
六七、八

二
六二、九

三
六〇、九

四
六四、二

中 牛 皮
一三、七五斤以上

一
六五、七

二
五六、八

三
六三、六

四
五九、六

二七、五斤未滿

三
五三、九

四
五九、〇

五
五二、二

六
五六、五

小 牛 皮
一三、七五斤未滿

一
六一、六

二
六一、〇

三
五九、七

四
五八、四

生 皮

豚 皮

一
二二、五

二
二二、二

三
二一、七

四
二一、二

乾 皮

豚 皮

一
四〇、五

二
四〇、〇

三
三九、二

四
三八、二

一八、五

三
一八、二

四
一八、二

五
一七、七

六
一七、五

二〇、七

二
二〇、七

三
二〇、五

四
二〇、〇

五
一九、五

馬 生 皮

大 馬 皮
三四、二九斤以上

一
一〇、五

二
二〇、三

三
一九、九

四
一九、四

中 馬 皮
二五、七斤以上

一
一八、八

二
一八、六

三
一八、二

四
一七、八

小 馬 皮
二五、七斤未滿

一
一五、六

二
一五、四

三
一五、一

四
一四、八

一三、六

二
一三、六

三
一三、五

四
一三、二

五
一一、九

馬 乾 皮

大 馬 皮
一二斤以上

一
六七、四

二
六六、七

三
六五、三

四
六三、九

中 馬 皮
九斤以上

一
六四、六

二
六三、九

三
六二、五

四
六一、二

小 馬 皮
一二斤未滿

一
五七、九

二
五七、三

三
五六、一

四
五四、九

九斤未滿

二
五二、二

三
五一、七

四
五〇、六

五
四九、五

三

四七、〇

四六、五

四五、五

四四、五

馬 鬃 乾 皮

大 馬 皮

一五、四二斤以上

五四、一

五三、六

五二、四

中 馬 皮

一一、五斤以上

四八、九

四八、四

四七、四

小 馬 皮

一五、四二斤未滿

四四、二

四二、八

四一、八

一一、五七斤未滿

四三、一

四七、七

五一、一

五〇、〇

驢 皮

驢 生 皮

四三、八

四三、〇

四一、七

四〇、八

驢 乾 皮

驢 乾 皮

四三、五

三九、一

四二、四

四一、五

羊 板 皮

綿 羊 板 子

一四、二

一四、〇

一三、七

一三、四

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

一〇、九

一〇、七

一〇、〇

一〇、三

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

五、一、三

五〇、七

四九、七

四八、六

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

四六、一

四五、六

四四、六

四三、六

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

四一、八

四一、三

四〇、五

三九、六

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

五九、八

五九、二

五八、〇

五六、七

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

五三、八

五三、三

五二、二

五一、一

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

四八、八

四八、三

四七、三

四六、三

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

四三、七

四三、三

四二、四

四一、五

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

三三、六

三三、三

三二、五

三一、五

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

三〇、四

三〇、六

二九、四

一八、七

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

二六、八

二六、六

二六、一

一五、五

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

八四、五

八三、六

八一、八

八〇、一

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

六九、七

六九、〇

六七、五

六六、一

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

六六、五

六五、七

六四、四

六三、〇

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

六〇、七

六〇、一

五八、八

五七、五

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

五五、一

五四、五

五三、三

五二、二

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

六六、五

六五、七

六四、四

六三、〇

羊 毛 皮

綿 羊 毛 皮

六〇、七

六〇、一

五八、八

五七、五

黑 山 羊 毛 皮

黑 山 羊 毛 皮

五五、一

五四、五

五三、三

五二、二

白 山 羊 毛 皮

白 山 羊 毛 皮

六六、五

六五、七

六四、四

六三、〇

黑 山 羊 毛 皮

黑 山 羊 毛 皮

六〇、七

六〇、一

五八、八

五七、五

黑 山 羊 毛 皮

黑 山 羊 毛 皮

五五、一

五四、五

五三、三

五二、二

黑 山 羊 毛 皮

黑 山 羊 毛 皮

六六、五

六五、七

六四、四

六三、〇

羊毛皮
(支那製)

仔綿羊毛皮
仔山羊毛皮
綿羊毛皮

仔綿羊毛皮	三	九八、七	九八、六	九六、六	九四、五
仔山羊毛皮	一	八二、六	八一、七	八〇、〇	七八、三
綿羊毛皮	二	七五、〇	七四、二	七二、六	七一、一
白山羊毛皮	三	六九、三	六八、六	六七、一	六五、六
白山羊毛皮	一	六三、六	六三、〇	六一、六	六〇、三
白山羊毛皮	二	七五、〇	七四、二	七二、六	七一、一
白山羊毛皮	三	六九、三	六八、六	六七、一	六五、六
白山羊毛皮	一	六三、六	六三、〇	六一、六	六〇、三
白山羊毛皮	二	七五、〇	七四、二	七二、六	七一、一
白山羊毛皮	三	六九、三	六八、六	六七、一	六五、六
黑山羊毛皮	一	五二、二	五一、六	五〇、五	四九、五
黑山羊毛皮	二	四八、四	四七、八	四六、八	四五、八
黑山羊毛皮	三	四四、六	四四、二	四三、二	四一、三
仔綿羊毛皮	一	一〇八、三	一〇七、一	一〇四、八	一〇一、五
仔綿羊毛皮	二	九一、二	九〇、二	八八、三	八六、四
仔綿羊毛皮	三	六六、四	六五、六	六四、三	六二、八
生皮	一	五〇、一	四九、六	四八、五	四七、五
生皮	二	三三、八	三三、五	三二、七	三一、一
生皮	三	七五、〇	七四、二	七二、六	七一、一
乾皮	一	五六、〇	五七、三	五六、一	五四、八

右價格表に掲げられた地域別等級は次の標準に依るものである。

地域別等級

- (一) 一級地、大連、奉天、新京、哈爾濱の各都市を中心とする概ね四軒以内の地域
 - (二) 二級地、安東、錦縣、赤峯、チチハル、ハイラル、吉林、鐵嶺、撫順、遼陽、鞍山の各都市を中心とする概ね四軒以内の地域
 - (三) 三級地、一、二級地以外の鐵道沿線都市を中心とする四軒以内の地域
 - (四) 四級地、一、二、三級地以外の地域
- 尙品質別等級に付ても牛皮、馬皮、綿、山羊毛皮、板子皮、小綿山羊毛皮、豚皮、犬毛皮に付き夫々品質に応じて、一、二、三の各級及等外品を設け等外品は三等品價格より原皮及羊皮は二割引、仔綿羊皮及仔山羊皮は四割引と定められてゐる。(康徳六、一一、二〇、産經公告)

(十一) 生活必需品

(イ) 統制の必要

「戦争は巨大なる消耗」であることは云ふまでもないが又「戦争は飽くまで勝つ」ことを目的とせねばならない、今日

日滿兩國を通ずる強力な戰時經濟體制も此の「勝つ」目的の完遂にあるのであつて此點より國防産業の確立は實に焦眉の急務である、我國は産業五ヶ年計畫を樹立して一路之が達成に邁進してゐるが他方國民經濟力の涵養乃至民生の安定と云ふ立場から國民生活の維持確保は銃後産業力を涵養せしむる上に不可欠の要素である。

現下の事態は所謂生産力擴充のために凡ゆる資材、資金、勞力が動員されつゝあるのであるから他方國民の消費物資の生産は第二次的となり出廻りの不足は通貨の増發と共に物價騰貴を招來することは自然の成行である、自由資本主義的觀念の下では之を需給の自然的調節作用に任せて差支なからうが如何に騰貴を來しても生産が増加されると云つた狀況の望み得られない現下の事態では之を放置することは社會民生問題からしても斷じて許さるべきでない、つまり經濟の運行と云ふものが百八十度轉向して來てゐるのである。

そこで政府に於ても支那事變勃發以來戰時統制經濟の第一課題として物價の統制問題を探り上げ各種の方策を講じて來たに拘らず容易に物價の昂騰を抑制することが出來ず康徳六年六月の卸賣物價指數は事變前六ヶ月平均に比し五割二分の騰貴を示し既に輸出の困難、建設物資輸入力の激減、國民貯蓄に對する障礙、國民生活の脅威等の悪影響は度合の程度こそあれ凡ゆる部面に現はれてゐるのである、そこで政府は從來の應急的彌縫的な物價對策を一擲して綜合的、計畫的に國民生活の全分野に亘り大規模な改變を企圖し企畫委員會中の物資物價委員會を二分して物價委員會を獨立せしめ茲に滿洲物價政策の基本要綱たる物價統制大綱の決定を見るに至つたのである。而して本物價委員會には六分科會を設け夫々主査を任命して物價並に配給機構の専門的研究を行ふのであるが一般生活必需品關係は主として第二分科會に於て其對策が講ぜらるゝことゝなつた。

(口) 統制の沿革

一般生活必需品の統制が今日物價委員會に於て取上げらるゝに至るまでには種々迂餘曲折があつたのである、一體生活必需品と云へば範圍は非常に廣汎であるが一言で云へば所謂小賣商店が取扱つてゐる一般雜貨類であるが當初は専ら之等雜貨を取扱ふ小賣業者の保護救済と云ふ立場から自治的統制に主力を注いでゐたのである。滿洲に於ける卸小賣業者は日露戰後膨脹として興つた大陸認識に動かされて滿蒙の第一線に埋骨の決意で進出し營々として今日の基礎を築き上げたものであつて其仕入商品は滿洲の植民地的様相を持つてゐた關係上今日以上日本輸入に仰いでゐたことは勿論である、然るに古くより滿蒙國策の實踐者を以て任ずる滿鐵では在滿社員的生活問題について種々考究の結果滿鐵社員消費組合を創設して小賣業者を廢して自ら仕入配給を行つた、之は仕入經路の比較的簡單なると社員福祉に滿洲の持つ生活的環境と云ふ理論的觀點より當然起る現象であるが之が小賣商に與へた打撃は極めて深刻で業者をして一致結束滿鐵當局に商權擁護を迫つたので滿鐵としても業者の意向を黙殺することが出來ず一應形式的に消費組合を滿鐵の手より切離して獨立組織に變更した、併しながら實質的には滿鐵の外廓團體たることは毫も變りないのであるから業者との摩擦は消滅すべくもなかつた、加ふるに建國後滿洲國官吏消費組合の結成が發表さるゝや業者の不滿は遂に爆發し大學新京に陳情、關東軍司令部を動かして中央政府と折衝、康徳二年五月十六日關東軍參謀長、國務院總務廳長、新京總領事の斡旋により滿洲商工會議所聯合會と官吏消費組合との間に所謂新京協定なるものが締結されるに至つたのである、本協定の眼目點支けを列擧すれば次の通りである。

- (1) 官吏消費組合は新京限り獨立の組織にして各地方支部配給所等を設けず
- (2) 加入者は新京在住の滿洲國官吏に限る

(3) 現地購入をなし現金販賣を行はず

(4) 取扱品目は中産階級以下の日常生活必需品を目標として左の品種の範囲内とす
第一種 特に制限をなさざるも第四項の原則に従ふもの

白米、雑穀類、調味料、乾物海産物類、漬物類、荒物、綿布糸物、綿、家庭常用の藥品及衛生材料、燃料、鮮魚、鹽干魚、蔬菜、生果、獸肉、卵、牛乳、清涼飲料、清酒類、茶類

第二種 第四項の原則により制限するもの(實用向のものに限り高級品は扱はず)

紙文具、靴、履物、雨傘、足袋、金物類、陶磁器、硝子器類、瓶詰、罐詰、化粧品、石鹼、洋雜貨、帽子(五圓以下)、菓子類、煙草、洋傘、小間物類、洋太物(カシミア及セル地)、呉服(家庭常用品)、小供用呉服既成品、洋服

第三種 左記品目は取扱はず

運動具、靴類、家具、室内裝飾品、樂器、寫真器、貴金屬類、時計、ラヂオ、蓄音器、旅行用具、シヨール類、玩具

(5) 第四項の審査調停を行ふため委員會を設く

(6) 本協定は滿鐵消組合其他既存の消費組合に之を準用すること

斯くて多年紛糾を續けた小賣商對消費組合問題は一應大團圓を告げたのであるが昭和十二年(康德四年)六月支那事變の勃發は問題を更に新たなる段階に引入れることとなつた、即ち準戰時體制から戰時體制への轉化に伴ふ強度の物資物價の統制が行はれ配給業者の營業範圍が著しく狭められると共に従來のやうな利潤收得が許されなくなり加ふるに前記の新京協定すら單なる政治的紳士協定の様相を呈し實質上少しも業者の満足するところとならず消費組合問題は依然として未解決の懸案のまゝ残されてゐたのである。

茲に於て政府では之等小賣業者の消費組合による壓迫を軽減するため一元的卸賣機關を設立して消組と小賣商に對し同一價格水準に於て物資を供給し以て小賣商のハンデキャップを除かんとするに至つた、之が今日の生活必需品會社設立の最初の意圖である、然るに現下の經濟事態は單に一小賣商の保護、競争力維持と云ふ小乘的對策に止まらしむるものではなく廣く配給機構の一元的簡易化に因る物價の低位化が何ものにも先んじて講ぜらるべき至高の目標であると共に萬一緩急あつた場合の國民の生活必需品の最少限度確保と云ふことが忽に出来ない要請であるので此二大目標實現に向つて意圖されたのが所謂滿洲生活必需品株式會社案である、必需品會社の出現は亦在滿卸賣業者に與ふる影響は極めて甚大なるものがあるが以上の國家目的達成のためには已むを得ないとされ只極力卸商の現存機構を利用することにより努めてフリクションを避くることとしたのである。

(ハ) 統制の現状

生活必需品配給統制案が始めて其の全貌を現はしたのは康德五年十二月十四日並に二十七日の企画委員會に於て決定された「生活必需品配給組織調整要領」並に「生活必需品配給統制要綱」に基き康德六年二月廿三日滿洲生活必需品株式會社が新京に於て設立された時である、會社の内容は既に商業編にて説明したから省略するが其の目的とする所は(一)輸入機構及國內配給網を整備合理化し仕入及配給經費を最少ならしむることにより一般消費者階級の利益を圖ると共に中小業者と消費團體との利益の調整を行ひ(二)併せて政策の物價政府に順應し生活必需品につき適當なる價格を維持せしめ(三)一朝有事の場合には生活必需品の主要地點分散的常備倉庫たる機能を發揮せしむるにあるのである。

其配給先は「配給統制要綱」によれば消費者の團體、農事合作社並に中小業者及其團體とあるが之では在來の卸商は全然排除されることとなり其波及する影響の大なることが豫想されるので「配給組織調整要領」に於て「既存業者の活

用調整を圖り進んで之が協力参加を慫慂」することとしその具體的方法として取扱品種を「國民の日常生活に必要な品種に限定し不要に之を擴大せざると共に特に中産階級以下を對象として決定」することとし又會社は勉めて在滿卸賣業者を利用し「生産者より直接購入するも卸賣業者を通じ購入するも其の價格に差異なき場合には卸賣業者より購入すること及取扱商品の販賣に當り主要地點を除き支店又は出張所の設置はなるべく之を避け既存卸賣業者を利用すること」としたのである、「尙此會社の設立により壓迫を受くる既存業者あるときは此會社の代賣人に指定する等之が救済の方法を講ずる」ことも併せ考慮したのである。

併しながら取扱品種の制限と云つても嘗ての新京協定の例に見る如く之が嚴守は實際問題として仲々の困難を伴ひ又在滿卸賣業者を利用することも政府の一片の指示を以てしては到底實行を期し難く且又生産者と同値であれば卸賣業者から齊しく購入すると云ふも引續き在庫品が騰貴しつつある時期ならば兎も角物資不足、低物價勵行の今日、之亦望むべくもないことは事實に於て立證されてゐるのである、そこで政府では康徳六年九月二十日の第二分科會に於て必需品會社の取扱品目並に之が配給系統を次の如く決定して會社使命の圓滿なる運行を期せしむることとしたのである。

先づ生活必需品を甲級品、準甲級品、乙級品及丙級品の四種に區分し、甲級品は石油、鹽、綿製品、煙草等の如く既に專賣又は公定價格制或は配給統制の實施中のものとし、準甲級品は將來公定價格制を實施し法令其他の處置により特殊機關又は組合をして配給統制を實施せしめる必要ありとするもので例へば大豆、高粱、包米、粟（現在大豆專管制及主要糧穀統制實施）等である、第三の乙級品は左の通り區分し必需品會社を一元的若は主たる配給機關とし（1）に付ては公定價格を設けることとし（2）の中加工海産物罐詰及罐詰食料品、調味料及香辛料、茶等に付ては康徳六年十一月公定價格を發表實施することとなつた。

(1) 生活必需品會社を配給統制機關として一元的に配給をなさしめ價格統制を行ふもの

砂糖、ゴム靴、ゴム足袋、軍手、軍足、協和會服地及協和會服

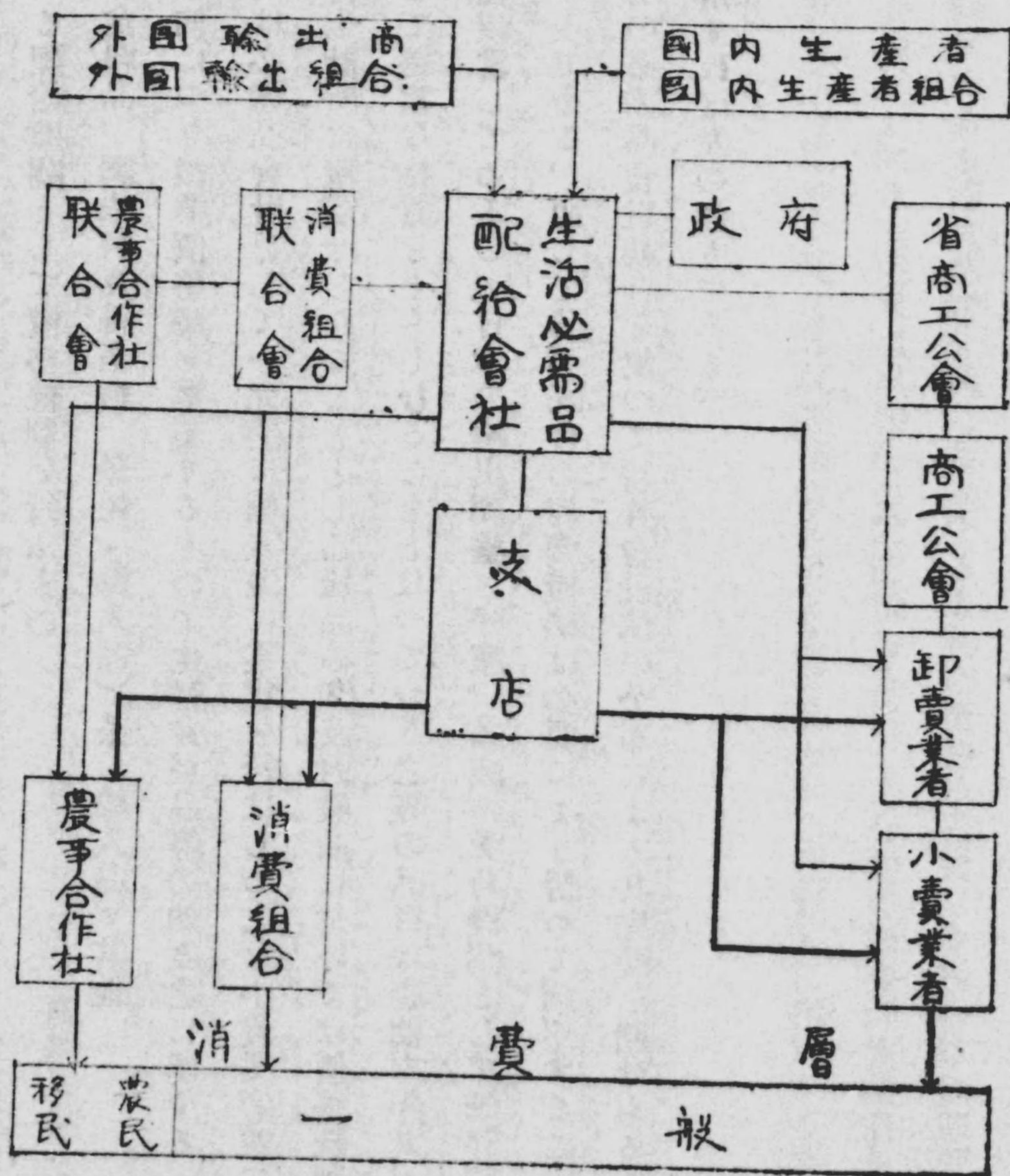
(2) 生活必需品會社を主たる配給機關として價格統制を行ふもの

加工海産物、罐詰及罐詰食料品、調味料及香辛料、澱粉（輸入品）茶（輸入品）其他

第四の丙級品は主たる銘柄につき標準價格制を實施するもので生鮮食料品等の如き之に屬する

次に配給方法は乙級品の(1)は必需品會社をして一元的に輸入並に集貨を行はしめ之を小賣業者並に特殊消費團體即ち滿鐵消組及官吏消組、總局福祉生計所に販賣せしむることとし乙級品の(2)及丙級品に付ては價格統制並に需給の調整上必要あるときは必需品會社をして適當な措置をとらしむることとなつており之等の品目は康徳六年九月公布の商工省令による滿關支輸出調整品目に大體該當してゐるので日本の輸出調整と呼應、滿洲の受荷機關として既存統制機關を除いては必需品會社が其の衝にあたるやうである、而して其間既存の卸賣機構は必要により努めて利用することとなつており之等の措置は近く全滿中央卸賣市場の必需品會社統合を俟つて特殊會社法の公布により其完璧を期せらるる豫定である。次に以上の配給機構を圖解すれば左の通りである。

生活必需品配給系統圖



(二) 公定價格

生活必需品の價格統制は前述の通りであるが加工海産物、罐詰、罐詰、食品、調味料及香辛料及茶等八七品種、一一六銘柄に付て康徳六年十一月二十五日全滿の主要都市一齊に省令に基く最高小賣公定價格を發表したが奉天市の分は次の通りである。

最高小賣價格別一覽表

(康徳六年十一月二十五日發表 價格單位錢)

品名	品質	形状	建值單位	奉天市
品名	品質	形状	建值單位	奉天市
松茸	一級品	七號罐	罐	一一〇
筍	〃	一號罐	〃	二六〇
〃	〃	二號罐	〃	八六
グリーンピース	〃	四號罐	〃	六三
〃	〃	六號罐	〃	三六
福神漬	花大黒印	四號罐	〃	四五
オ多福豆	一級品	七號罐	〃	三七
バンイアツプル	在來種ラセン	二號罐	〃	一〇七
〃	〃	三號罐	〃	七八
桃	白桃一級品	二號罐	〃	一二〇
〃	〃	四號罐	〃	六〇
洋梨	一級品	二號罐	〃	一二〇
枇杷	一級品	二號罐	〃	一二八

赤白寒天	椎茸	乾瓢	十六寸豆	鵜豆	大納言	パン粉	片栗粉	白玉粉	晒餅	味ノ素	胡麻油	大豆サラダ油	落花生サラダ油	茹小豆	トマトケチャップ	マヨネーズ	ソリース
信州物	セロファン袋入	本園一等品	〃	〃	北海道二等検定品	東京パン粉	一級品	小樽製餅(一級品) 今印(一級品)	二五匁罐入	〃	〃	日清	カゴメ印	雪印	リリス印	一級品	一級品
一等検査品	三七五瓦入	〃	〃	〃	〃	三五〇瓦入	二二五瓦入	三七五瓦入	三七五瓦入	〃	〃	四合瓶入	四合瓶入	四合瓶入	二合瓶入	一四〇瓦入	二合瓶入
本	袋	〃	〃	〃	瓶	函	袋	袋	袋	罐	〃	〃	瓶	罐	〃	〃	瓶
一〇	三五	三二一	九〇	四五	五一	二六	一七	三〇	二八	一四〇	一〇五	八五	一〇〇	五五	七二	七五	四五

密柑	密豆	蟹	蟹	鮭	トマトサイジン	鰯	鯉	鯖	浅利	赤貝	飯蛸	煉乳	パトローゲン	森永ドライミルク	バター	人造バター	苳ジャム
〃	〃	毛蟹	P B 蟹	一級品	角	七號	七號	七號	七號	〃	〃	各マーク共	〃	〃	雪印	リリス印	一級品
五號罐	五號罐	二號罐	二號罐	一號罐	一號罐	一號罐	一號罐	一號罐	一號罐	一號罐	一號罐	五號罐	三封罐入	一封罐入	〃	〃	五號罐
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三四	四五	八一	六九	四一	四〇	三二	四一	四五	四〇	六〇	五五	六六	七五〇	七〇〇	二一七	一〇〇	五九

紅茶	赤	青	赤	青	ライオン	リボン	サッポロ及キリン	三矢	サントリーウイスキー	蜂葡萄酒	赤玉葡萄酒	鳳凰	千代乃春	慶典	滿洲千福	滿洲櫻
日東黃									赤札	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二五瓦入	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六二二	二〇〇	二一〇	二〇三	二〇三	一八八	二〇三	二三〇

金鶴	滿洲菊正宗	忠勇	東白慢	大關	櫻正宗	味噌	味噌	醬油	昆布卷	晒若布	煎子	鯉節	于鰹	素麵	凍豆腐
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二五	二二〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二八	二八	九四	一〇四	七三〇	三〇	一四〇	一四〇	四九五	二九

